

# 令和5年度研究プロジェクト研究概要報告

研究種別	■共同研究 1	公益目的事業 11
主査名	福田弥夫 八戸学院地域連携研究センター教授	
研究テーマ	自動車損害賠償責任保険と被害者支援-付加賦課金導入と交通政策における交通事故被害者救済の在り方	
<b>研究の目的：</b> <p>昭和30年制定の自動車損害賠償保障法は、数度の改正を経て現在に至っているが、平成13年改正の付則において当分の間、有限の積立金を利用して被害者支援事業を行うものとしていた。令和4年改正はこれを大きく変更し、新たな賦課金を導入するとともに、被害者支援事業を恒久的かつ安定的に実施することとなった。本研究では、これまでの自賠法の柱であった「賠償資力の確保」と「ひき逃げおよび無保険車による被害者に対する保障事業」の二つに加え、「被害者保護増進等事業」を新たな柱とすることとなった。本研究では、昭和30年から高度経済成長時代を経て現在に至った日本の交通政策の中で、重要な役割を果たしてきた自賠法の経緯をたどるとともに、被害者支援事業の今後の方向性について検討を加えるものである。</p>		
<b>研究の経過（4月～3月）：</b> <p>令和5年4月に、国土交通省は被害者保護等増進事業を安定的かつ継続的に実施して行く観点から、「被害者保護等増進事業に関する検討会」を立ち上げた。さらに検討を効率的に進めるために「被害者保護増進事業等の効果検証に関するワーキンググループ」を7月に立ちあげている。昨年の4月から9月までの期間は、国土交通省におけるこの検討会やワーキンググループの状況を見守るとともに、これまでの被害者支援事業の状況等について、保険審議会や自賠責保険審議会における議論や国会における議論などの資料を取集することとした。10月から3月の後期ではこれらの資料等の整理を行うとともに、国土交通省、損害保険協会そしてJAが実施する各種事業についての説明を受け、今後の方向性についての議論を行った。</p>		
<b>研究の成果（自己評価含む）：</b> <p>自賠法の歴史の中で、被害者支援事業について「累積運用益」の果たす役割が大きかったことが分かった。そしてこれは政府再保険制度を採用した副次的な効果であり、昭和30年当初は予想されていなかったものであったと理解される。そして、自動車事故対策センター（現在のNASVA）の設立や療護センターの設置の経緯は、当時の事故状況に深く関係することが明らかになった。国土交通省、損害保険協会そしてJAが行っている各種の事業は、それぞれが役割を分担して実施しているが、この役割分担も合理的であることは確認できた。</p>		
<b>今後の課題：</b> <p>被害者支援事業は、交通事故被害者のニーズが重要であり、被害者の要望の繁栄が重要である。今回の研究では、被害者団体からのヒアリングが実施できなかったため、次年度は複数の被害者団体からのヒアリングを実施すると同時に、NASVAからの介護料支給を受けている家族のヒアリングなども実施し、家庭における被害者介護の課題についても調査の対象としたい。とりわけ、療護センターから遠隔の地に在住する被害者家族からのヒアリングを実施したいと考えている</p>		